

ウォーターPPP導入可能性調査業務について

1 ウォーターPPPについて

令和5年6月、内閣府の民間資金等活用事業推進会議で PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年度改定版)が決定された。

このなかで、水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、新たな官民連携方式「管理・更新一体マネジメント方式」を「公共施設等運営事業(コンセッション)」と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図るものとされた。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

- ① 長期契約(原則10年)
- ② 性能発注
- ③ 維持管理と更新の一体マネジメント
- ④ プロフィットシェア※1

※1:プロフィットシェア (profit sharing): 共同事業などにおける収益の分配方式の一つで、収入を得る窓口となる事業者が経費・費用を差し引いて、利益が残った場合に、一定の割合でパートナーに分配する方式
(例) 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェア

○社会資本整備総合交付金の要件化(下水道)

汚水管の改築について、令和9年度以降「ウォーターPPP」の導入を要件化※2

※2: 緊急輸送道路、重点物流道路の下に埋設されている管路の耐震化についてのみを除く

2 ウォーターPPP導入可能性調査業務について

当初、国では令和6年度にウォーターPPP導入支援の補助制度を導入する予定としており、本市も国庫補助を活用し、令和6年度予算への計上を予定していた。

しかし、国では総合経済対策として予定が前倒しとなり、令和5年度補正予算での予算措置となった。これを受け、本市でも導入可能性調査を前倒しで行うこととし令和5年12月定期議会に関係補正予算を上程し、議決を受けたもの。

○事業費 10,000千円

(財源内訳) 国庫補助金 8,000千円、一般財源 2,000千円

○事業期間 令和6年2月~令和6年9月まで(予定)

○業務内容 ウォーターPPP導入に向けた、現状分析及び課題の抽出・整理、導入する管理及び更新一体マネジメント方式の比較検討、サウンディング調査、導入効果の検証など。